

令和2年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事要旨

1 開催日時

令和2年11月6日（金）午後1時30分～午後3時

2 場所

鹿児島県赤十字会館2階 クロススペースかもいけI

3 出席者

- ・委員 22名中20名
- ・事務局 障害福祉課長，精神保健福祉対策監，障害福祉課長補佐ほか

4 議事録

(1) 開会

濱田委員，久保委員を除く20名（2名代理）が出席し，定数22名の半数以上が出席。

(2) 説明事項

① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

② 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

【事務局】

（条例及び協議会の概要について説明）

（質疑事項なし）

③ 障害者差別に関する相談件数

【事務局】

（障害者差別に関する相談件数について説明）

【委員】

鹿児島市の市電について，車椅子が入れないホームが3，4か所ある。市電を全ての車椅子の方が利用できるように，今後見直しを求めたい。

【事務局】

意見があったことは，関係機関に伝えたい。

【委員】

現在，ハローワークに手話通訳士が常駐していない。聾者がハローワークに

行った際、手話通訳士がいる時といない時があり不便なため、手話通訳士を常駐させて欲しい。

【委員】

手話相談員の常時配置について、予算はとっているが、現状、常駐できていない。今後、関係機関と相談して意見があったことを伝え、手話通訳の重要性について理解いただけるよう進めていきたい。

【委員】

1点目は、ヘルプカードの普及率はどのくらいか。

今年の8月、南日本新聞に、一般の方から、幼いころに障害者と一緒に活動する中で対応性が身につき、心のインクルーシブ教育が実現できるのではないかという内容の投稿があった。道徳の時間に、インクルーシブ教育について学ぶ機会を設けていると聞いた。そこで、2点目としてどのような内容の授業をしているのか伺いたい。

【事務局】

ヘルプカードについては、昨年7月に導入し、今年9月末現在で、1,882枚のヘルプカードを支援が必要な方に配布している。ヘルプカードは、今後より普及していかないといけないと考えている。昨年度は、チラシやポスターを作成し、交通機関・市町村・関係団体に配布し、今年度はさらにチラシを増刷した。また、県民手帳にヘルプカードを紹介するコーナーを新たに加えた。今後とも、市町村・関係団体・交通事業者の御協力を賜りながら、ヘルプカードの普及啓発に努めていきたいと考えている。

【委員】

道徳の時間の具体的なことは把握していないが、幼いころから共生社会の実現に向けて学ぶことを目的として、平成24年の中央教育審議会の報告に基づいて、現在、教育分野ではインクルーシブ教育システムの構築を進めている。

道徳の授業に限らず、例えば、交流及び共同学習では、通常の学級と特別支援学級との学級間における取組や特別支援学校と小・中学校等との学校間における取組等、相互の交流及び共同学習を通して、インクルーシブ教育システムの構築を目指していくという形で、現在進めている。

また、道徳の時間においては、多様な内容項目のもとに指導が行われている。

【委員】

資料に、内部障害者は外見が健常者と変わらないため、バスの運転手によっては、身体障害者手帳を利用しづらい時があるという内容がある。現在、ヘル

プカードは、バスや電車等の後部座席に貼る等して普及啓発を進めているところであると思うが、内部障害者について理解を深めてもらうために、例えば公共の交通機関でも、録音等を流す等して伝えていくことも大事だと思う。

【会長】

委員から、啓発の方法について指導いただいたが、いかがか。

【事務局】

ヘルプカードについては、意見をいただいたとおり、外見から支援や援助が必要なことがわからない方に配慮をしていただくために導入したカードである。

今後の取組について、チラシを増刷したことも先程申ししたが、市町村や公共交通事業者に対して、普及啓発をお願いする際に、今回伺った意見について伝えていきたいと思う。

【会長】

普及啓発については様々な方法があるが、私たちもいろんな次元で可能なことがあると思うので、考えていくことが大切だと思う。

【委員】

今年8月、台風10号が鹿児島に上陸した際、近くの小学校の避難所を利用しようとしたところ、盲導犬利用者は別の遠いところに避難してくださいと言われたという相談が、盲導犬協会の会員からあった。

相談を受けた後、市役所と相談をした際、市としては特別な配慮をしたつもりということだった。その後、再度、盲導犬利用者から話を聞いたところ、盲導犬をペット扱いされたとのことだった。台風や災害が、今後多くなると思うので、補助犬や盲導犬は、犬というイメージはあると思うが、身体障害者にとっては体の一部なので配慮をしてもらいたい。

鹿児島県は、他県に比べて盲導犬に対する理解が足りていない。2023年に鹿児島国体も控えているが、鹿屋・指宿方面は、飲食店が盲導犬を受け入れてくれない状態である。2023年に向けて、鹿児島県の飲食店・宿泊施設への啓発活動も進めて欲しい。

ハローワークについて、視覚障害者がハローワークに相談にいった際、先方から、全盲の方はお断りさせていただきたいと言われていた。それに対し、窓口相談員の方が、「はい。わかりました。」と言って終わっており、視覚障害者のことが分かっていないように感じた。せっかく資格をもっている、勤め先がない状態である。ハローワークの方に、視覚障害者のことや盲導犬のことを理解していただき、いろんな職種につながるようにして欲しい。

【会長】

補助犬の取扱い及び就労の問題に関しての話だが、補助犬の話について何かあるか。

【事務局】

補助犬の取扱いについて、資料1の20ページの事例1になる。説明させていただくと、盲導犬利用者が、避難所を利用しようとしたところ、車で10分離れた別の避難所を利用するように言われた事例である。

事実確認をしたところ、10分ほど離れているが、個室があり家族とも一緒に入れるので、その避難所を案内したということだった。その後、了解していただけたということである。

ただし、当初の自治体の対応が、盲導犬に対する理解がないと思われるような対応だったため、関係自治体には、相談員から、盲導犬に対する理解を深めるとともに緊急時の対応方法について、改めて確認するようにお願いして対応した。

【委員】

就労相談窓口については、障害に配慮した相談対応をしているつもりだが、全ての職種につながるというわけではないと思う。障害のある方の特性をそれぞれとらえながら、それぞれの求人開拓をしながら、仕事のあっせんにつなげていくというのが今現在の流れであると思う。

【会長】

説明事項の1～3について他に質疑がなければ、次の4の内容にはいる。

【委員】

市電の車椅子利用について、今、車椅子のまま乗車できないところが4～5カ所あるが、交通局としても、車椅子の方がどこの電停であっても乗り降りができるようにしなければならないということは認識している。今まで車椅子で利用できなかった唐湊の電停が、今年の8月から利用できるようになった。

現在、鹿児島駅前の電停も工事をしており、全てのホームを車椅子で利用できるようにしている。

他の箇所については、ホームの幅を広げると道路にしわ寄せがいくため、道路と一緒に工事が必要である。残っているところが県道になるため、県の地域振興局に、道路の工事をする予定があるかについての確認を毎年行っており、道路工事と一緒に進めていけるよう協議をしている。

ヘルプカードの車内放送での案内については、市障害福祉課でも検討しており、交通局に伝えている。車内放送は、年に1～2回、広告の関係で入替えを

行っており、その際に取り込むことを検討しているという回答をもらっている。

④ 障害者差別に関する普及啓発・相談対応

(令和元年度・令和2年度(4～9月))

【事務局】

(条例及び協議会の概要について説明)

【会長】

相談対応の概要について説明があったが、何か質疑・意見はあるか。

【委員】

先程の相談にもあったが、精神障害者は、交通費の免除の対象となっており、自治体のパンフレットに、バスやタクシーについては運賃が半額という記載があったが、航空運賃割引については記載がなかった。県のパンフレットには書いてあったが、私どもの自治体の福祉ガイドブックに交通の割引という項目があり、その中に割引になっているにも関わらず、記載がないものがあった。

【会長】

実際には割引制度があるにも関わらず、自治体のパンフレットの中には記載がなかったという話だが、県・鹿児島市としてはどうか。

【事務局】

割引に関しては、障害の種別や程度、旅客会社や事業所ごとによって内容は異なるが、本来、割引制度があるにも関わらず記載がなかったということなので、やはり載せるべきだと考える。具体的な内容を教えていただければ、対応していきたいと思う。

【委員】

鹿児島市でもいろいろな案内しているが、今は手元に資料がないため、パンフレットに情報が載っていたかどうかについて、確認できかねる。確認のうえ、必要な情報が載っていない場合は、次の改正時期に載せるという対応をしていく。

【事務局】

精神保健に関しては、手帳のところで、各市町村の割引について、ホームページに掲載しているが、ホームページはご覧にならない方もいると思う。パンフレットを発行していないところもあると思うので、市町村に働きかけをして

いきたいと考えている。

【委員】

17 ページの事例 37 について、どのように対応をしたのか。また、最後はどのようなになったのか。

【事務局】

事例 37 は、バスの席が空いていなかったのに、シルバーカーに座っていたところ、運転手から立つようにといわれたという事例である。シルバーカー自体が座るようになっていないので、危ないという意味で運転手も立つように言ったのではないかと思うが、その方はヘルプカードをつけており、運転手が、危ないので席を譲ってくれないかと周囲の人に伝えたが、最後まで席に座れなかったということで相談があった。この方が、来課して相談をするということだったが、来課していないため、現状、そのままになっている。

【委員】

5 ページの研修会の説明について、知的障害の方は、差別や合理的配慮を求めることは苦手としている。自分が悪いとか、親も自分が配慮すればよかったのではないかと思って言えないため、相談件数にもあがっていないのが現状だと思う。事業所等への個別訪問とあるが、訪問は事業所のみなのか。障害者家族や障害者本人への普及活動はしているのか。

【事務局】

基本、事業所等へ行って、事業所の方に説明をしているが、事前に伝えていただければ、その都度、対応したいと考えている。

【委員】

事業所というのは、障害者本人ではないということであると思う。例えば、PTA等での啓発も大事だと思うが、そういうところでの啓発や研修というのはこの数の中に入っているのか。

【事務局】

例えば、小学校の職員の人権研修会や手をつなぐ育成会の研修会など、様々なところで研修会を行っているので、相談いただければ対応したい。

【委員】

アンケートを毎年とっており、その中に必ず、バスの乗車で車椅子の固定があまりという意見やヘルプカード、市電のホームの幅が狭いという意見、どこ

でも乗れるようにして欲しいという要望等が出てくる。私たち障害者当事者としても、交通事業者等を交えて、年に2回、交通バリアフリー懇談会を開催している。今年は、福岡の九州運輸局との懇談会をオンラインで12月に予定している。昨年は、バス事業者に、バス内での車椅子の固定の仕方の研修を受けてもらった。当事者としても、交通事業者の方に理解を求めたいと思い、普及啓発を進めてきた。さらに、昨年は、鹿児島で5回目の交通バリアフリー懇談会を開催した。その中で、少しずつ理解いただき、改善されてきているが、まだまだ心のバリアフリーが進んでおらず、試行を重ねている。当事者なりに、少しずつ理解を深めていってもらえるような活動をしていきたい。

(3) 協議事項

障害者差別解消に向けた取組状況について

【事務局】

(各関係部局における取組状況等について説明)

【委員】

障害差別解消の取組として、昨年度、中央駅前広場でサミットを開いた。また、12月には、どこまで周知できたか5年目の条例ということで、集会を開いた。この集会で、障害のある方からの意見をいただき、今後も条例の周知のための活動を進めていくということで意見が一致した。今年度の活動としては、コロナ禍でなかなか動けないが、啓発していきたいと思っている。

学校関係で講話ができる機会があればしていきたい。若い方々に条例を知っていただければよりよい鹿児島になると思うので、機会があれば活動をしていきたいと考えている。3年ごとの条例の見直しについては、みなさんと協力して進めていきたい。

【委員】

学校や施設などからの依頼に基づき、盲導犬の仕事や視覚障害者の誘導の仕方等についての講演を実施し、理解促進に努めているが、今年は、新型コロナウイルスの影響で中期の活動はほとんど中止になっている。学校からの依頼は依然としてあり、1週間ほど前にも学校に出向いた。引き続き、学校や施設等からの依頼に基づき、講演等を実施するとともに、新型コロナウイルスの影響にもよるが、来年は視覚障害者団体連合会とも連携をして、2023年のかごしま国体に向けて、飲食店・ホテル等、病院で盲導犬の拒否がないように、新規のイベント等で補助犬の普及啓発活動を進めていきたい。

【委員】

資料のとおり、いつでもどこでも手話が使える環境を目指して、啓発活動に取り組んでいる。ハローワークに手話通訳士を常駐させられるよう県と連携をして取り組んでいきたい。

【委員】

9月は知的障害福祉月間で、チラシ・ポスターを配布・掲示し、各地区で障害の方についての知的障害の特性をわかっていただくよう努力している。山形屋で、知的障害の方が作った作品等を展示して啓発を進めた。そのほかにも、研修会や手をつなぐ育成会の権利擁護委員会では、虐待防止に係る勉強会や研修会や、親亡き後に関する取組等もしている。全国の育成会と連携して、グループホーム建設について、反対運動やアンケートの準備をしており、アンケートについては今年度中にとりまとめる予定である。

【委員】

自閉症協会は、親の会が設立されたときから啓発を重視してきた。近年は、世界自閉症啓発デーや発達障害啓発週間にあわせて、リーフレットやポスターの配布や展示を行ってきた。共に生きるということを目指しているため、今年は、世界自閉症啓発デーのポスターになっているジュリアに焦点をあてて、図書館や発達障害関連の展示をしてジュリアの説明文を加えたところ、図書館や事業所から初めて反響があった。関わり方について幼少期から分かってもらえるということが重要であり、そのためにジュリアが存在しているのではないかということについて記載した。理解してくださいというだけでは難しかったところが、今回の取組によって発見できた。

ジュリアのお願いシートという子どもたちがお願いを書けるものがある。自閉症の子が理解されていないことを、「僕がぴよんぴよん飛ぶのを、不安に思わないで」ということが書かれていたので、コロナが収まったらお願いシートをみなさんの目に届くようにしたいと思っている。

【委員】

職員に人権擁護研修会等を実施し、また、教育実習生に人権擁護研修等も実施している。今回、コロナの影響で、DVDを用いて、職員や実習生に研修を行った。1日2時間の新しいプログラムを立て直し、実習を行った。車椅子の使い方も実習をすることによって大学生から反響があり、このような取組を継続していかないといけないと思った。いろいろなDVDがあるので、今後も研修で使用させてもらえるよう依頼し、普及に努めていきたい。

ドライブサロンで地域貢献事業をしており、地域住民と関係を築くことによって、施設や利用者を気にかけてくれるようになり、共生という点で良い風に

なっていると思う。養護学校卒業生が、ハローワークと養護学校と三者で、雇用につなげられた事例があったが、このような方は、アンケート等は苦手なので、そういったことに配慮しながら活動を続けている。今後も、このような活動を通じて普及啓発に努めていきたいと思う。

【委員】

障害者雇用に関して、今年はコロナの影響で苦勞している中、引き続き学校での実習を行っている。就労支援A型・B型の取組を行っているが、今年の春からグループホームをはじめ、養護学校の生徒の実習等ができるような形になった。

今年はサービス管理責任者の研修等を受け、職業指導員を設置した。現場で障害者と健常者が一緒になって働くスタイルをとっているため、現場から理解したい声があがったこともあり、職業指導員の配置を社内に広め、生活相談員の支援も含め、障害の特性や障害者の理解を広めていくというのがいいのではないかと思っている。なお、県の経営者協会としては、障害者雇用に関しては、毎年12月に事例発表を行っており、今年も引き続き行っていく予定ときいている。

一般的には障害者の雇用率は2.2%と言われており、当初は、来年1月から2.3%に引き上げる予定だったが、コロナの影響もあり、来年3月1日から2.3%になることも含めて、一般企業や就労継続支援を行っている事業所においては、一部、就労継続支援A型をとりやめる等、苦しい状況が出てきているため、サービスや対象ということ以前に、事業自体が苦しい状況であるということが懸念される。

【委員】

地区障害者差別解消支援地域協議会に出席し、委員会で報告した。司法修習生向け研修として、会員及び障害者支援施設理事長による障害者支援の講義・講演を弁護士会で実施している。また、意思決定支援に関する全国学習会を、講師を招き開催した。弁護士会、自治体職員、介護福祉職員等、総勢110名を超える参加があり、意思決定支援について勉強した。会員弁護士の法律事務所で取り扱っている事例としては、障害のある子の親亡き後支援を目的として、自宅及び預貯金を信託財産とする家族信託の支援、信託契約書作成・締結などの支援を行った。

障害がある子どもの親が亡くなったあとの住まいや生活をどのようにして確保するかということは重要なテーマだと思う。これを、平成19年までに改正された信託法でできるようになった家族信託という制度でサポート支援をした例がある。

【委員】

社会福祉士会では、県の委託事業として、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施している。今年は、コロナの影響もあるため、研修の方法については検討している。この研修は、離島も含めて毎年 600～700 人の事業所関係の職員等が参加をしている。

高齢者・障害者虐待対応専門職チームを編成し、弁護士会と協定を結んで行っている。相談があれば専門職を派遣する。そのほか、研修会や講習会等への講師の派遣も行っている。

各研修を通じた現場職員の資質向上については、各地に社会福祉士会の会員がいるので、その会員向けに講習を行い、施設や事業所等での研修を行っている。

事務局にも社会福祉士が常勤でいるので、相談等も行っている。

【委員】

コロナ禍の中で、講習会等ができない状況で、8月くらいまで活動できなかった。障害者雇用促進法での事業主支援セミナーは、中止になった。9月以降の講習会やセミナーは、障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務について、参加者である企業・関係者に周知を図っている。

今年度からの取組として、障害者職業生活相談員の資格認定講習で、民間企業及び公的機関の職員に資格認定講習を2日間にわたって行っている。共生社会の実現に向けて、一緒に働く障害者の特性の理解等について講習を行っている。民間企業において70名近く参加し、公的機関においても50名近く参加があった。

【委員】

ハートピアの管理を行っており、その中での事業がいくつかある。県からの委託事業の中に含まれているが、県障害者社会参加推進協議会を設置している。関係16の団体、身体、知的、精神障害者の会、行政が参加している会で、障害者の社会参加に関する意見・情報交換等をしている。令和2年度は、手話言語条例、新型コロナウイルス対策、ヘルプカード、災害時の避難所等について協議を行った。障害者110番運営事業という障害者の権利擁護に関する相談等に対応をするため、専門指導員を1名配置し相談に応じている。内容によっては、弁護士に相談することもある。自主事業としては、身体障害者相談員の協会を設けており、相談員の研修を行っている。現在、県内市町村には172名の相談員が配置され、相談に対応している。県からの権限委譲により任命権が市町村に移管されているが、市町村によっては相談員を配置していないところがあり、これからの取組の課題となっているが、改めて県にも御助力いただきたいと思っている。

【委員】

かごしま難病支援ネットワークは、電話相談対応のために、ケア相談員の養成講座を行っている。今年は、コロナ禍の中で実施はできていないが、昨年までは県内の交通機関も含めて、各施設のバリアフリーチェックをしてきた。バリアフリーチェックとして、冊子をつくり、改善に向けて活動をしている。ヘルプカードの普及啓発活動をしている。

【委員】

新型コロナウイルス感染症予防対策のために、催しができなかった。交通の割引について、交渉に行こうとしたところ、コロナが発生し行けていない状況である。

5 報告事項

かごしま県民手話言語条例の概要

【事務局】

(かごしま県民手話言語条例の概要について説明)

【委員】

去年、羽田空港に行った際、手話フォンという手話で電話がかけられる無料の公衆電話が設置されていた。鹿児島は、鹿児島国体等で全国から人が集まることが考えられるが、このような機械の設置は考えていないか。

【事務局】

電話リレーサービス関連の話だと思うが、手話対応型公衆電話ボックスは、現在、成田空港や羽田空港、福岡空港など、国内で6カ所程設置されている。これについては、厚生労働省の支援を受け、日本財団が事業を実施している。電話リレーサービスについては、今年の6月に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が成立し、現在、国の方で来年度中の事業開始に向け、取組を進めているところ。県としても、周知や連携を進めていきたいと考えている。

【会長】

それでは、協議を終了する。

【事務局】

以上をもって、令和2年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会する。